

平成29年6月15日

堺市

協和町東団地12号館昇降機棟増築外工事設計業務の設計図書の訂正について（通知）

協和町東団地12号館昇降機棟増築外工事設計業務の設計図書等（仕様書）について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みですので、再度、ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を訂正していただきますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 仕様書の訂正

（訂正前）

P.2	●建築基準法第56条の2第1項ただし書き 日影による中高層の建築物の 高さ制限の許可申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
-----	---

（訂正後）

P.2	・建築基準法第56条の2第1項ただし書き 日影による中高層の建築物 の高さ制限の許可申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
-----	---

II 業務仕様

仕様書及び建築工事設計委託要領（堺市建築都市局建築部 平成29年4月）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

工事設計業務は、以下に掲げる一般業務及び追加業務とする。

(1) 一般業務の範囲（平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第二号による）

a. 実施設計

(2) 追加業務の内容及び範囲（平成21年国土交通省告示第15号別添四第1項による）

a. 積算業務

b. その他追加業務（「・」に○の表記があるものを適用する。）

- 実施設計にあたり、市側の要求内容を検証し、配置、平面図及び立面図等の計画プラン（設備計画共）を複数作成し、発注者の承認を受けた後、実施設計に着手すること。
- 計画通知申請手続き業務（手数料は、初回のみ市負担とする。）
- 堺市開発行為等の関係各課との協議
堺市開発行為等の手続きに関する条例は、原則、適用されないが同条例の関係各課と協議を行い、条例と同等以上の技術基準を満足すること。
- 概略工事工程表の作成業務
- 住民説明等に必要な資料の作成業務（法令等に基づくものを除く）
日影図、仮設計画図、配置図、各階平面図、立面図等
 - ・ 建築基準法第56条の2第1項ただし書き 日影による中高層の建築物の高さ制限の許可申請手続き業務（手数料の納付は含まない）

2. 計画概要

(1) 工場の目的

住宅のバリアフリー化として昇降機棟を増築し、居住環境の向上を図る。

また、老朽化に伴う改修工事を行い、建物躯体の機能維持や、躯体の保護、建物の安全性を確保する。

(2) 工事手順

工程

仮設（仮囲い・仮設便所設置）

↓

外構及び既存のアプローチ解体、既設設備配管等迂回工事

↓

仮設（やり替え、足場設置）

↓

昇降機棟・渡り廊下接続工事、スロープ接続改修工事

↓

仮設（やり替え）

↓

外壁改修、屋上防水、その他の工事